【『母子家庭』『父子家庭』という呼び方について】

1970 年代以降、わが国では、女性の社会進出が進み、労働をはじめさまざまな分野で性別による差別をなくすこととなり、「男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）」（1986（昭和 61）年）や「男女共同参画社会基本法」（1999（平成 11）年）などの法律が制定されました。

このような社会的な動きを受け、近年では、「母子家庭」や「父子家庭」は、性別を区別しない『ひとり親家庭』という呼び方が使われるようになりました。

一方、具体的な施策や事業などは「母子及び寡婦福祉法」に基づいていますが、「母子家庭」「父子家庭」が同一の施策やサービスを利用できる状況にはなっていません。このため、「母子家庭」「父子家庭」といった呼び方は、それぞれが置かれている状況を把握しやすく、課題が明確であるとの指摘もあります。

そこで、本計画においては、『ひとり親家庭』が多様な家族形態の一つとして理解されるよう努めていくとともに、それぞれの家庭が抱えている問題などを訴えかけていくため、「母子家庭」「父子家庭」を計画のタイトルに用いることとしました。

【用語の説明】

- **母子家庭**……配偶者のいない女性と20歳未満の子どもがいる世帯です。他に同居している方（父母、兄弟姉妹など）がいる場合も対象です。
- **父子家庭**……配偶者のいない男性と20歳未満の子どもがいる世帯です。他に同居している方（父母、兄弟姉妹など）がいる場合も対象です。
- **寡婦**……配偶者のいない女性で、かつて母子家庭の母であった方です。他に同居している方（父母、兄弟姉妹など）がいる場合も対象です。
- **ひとり親家庭**……母子家庭及び父子家庭
- **ひとり親家庭等**…母子家庭、父子家庭及び寡婦